

文京区公契約条例適用特約条項（工事又は製造の請負契約）

受注者は、本協定の履行に当たり、文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号。以下「条例」という。）及び文京区公契約条例施行規則（令和6年7月文京区規則第36号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第1条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

（労働報酬の支払）

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。次条、第6条及び第7条において同じ。）に対して、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（労働報酬に係る受注者の連帯責任）

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

（労働条件等の区への報告）

第5条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

（労働者等に対する周知）

第6条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- (3) 第4条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益取扱いの禁止）

第7条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第8条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 区は、条例第11条第1項の規定による報告又は立入調査の結果、受注者がこの特約事項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第10条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

- (1) 第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。
- (3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 区は、第10条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、文京区標準契約約款工事請負の第49条第2項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。